

基本計画（営業の許可・認可に係る手続）の論点  
＜農林水産省＞

1. 全体として

- ① 基本計画では「地方公共団体に係る行政手続における共通申請サービスの活用について、関係省庁と調整する」とされており、地方公共団体事務についても農林水産省所管手続はデジタル化が図られるものと理解するが、具体的にどの省庁とどのような調整を行うのか。

2. 漁業法

- ② 都道府県知事の漁業の許可手続についても、「共通申請サービス」上で手続ができるように取り組むと理解してよいか。
- ③ 許可漁業にかかる手続では、都道府県ごとに求める添付書類が異なるといった御説明であったが、共通申請サービスはそういったローカル性にも対応が可能なのか。
- ④ 許可漁業では、都道府県ごとに異なるが、「現許可証・企業の認可指令書」、「代表者選定届」、「船舶使用契約書等」といった添付書類を求めているとのことだったが、共通申請サービスは書類の添付にも対応可能なのか。また、デジタル化を推進するに当たり、より一層添付書類の撤廃へ向けて取り組むべきではないか。
- ⑤ 「押印の省略」、「添付書類の簡素化」等（省略可能か検討。可能な場合は、簡素化を実施、ウェブサイトで周知）について、都道府県の理解と協力を求めることとなっていたが、検討結果を示して頂きたい。

3. 全体として

- ⑥ 共通申請サービスについて、基本計画では「2019年度から共通申請サービスの構築を進め、2021年度から本格運用を開始する」とされており、運用が開始されれば行政手続コストの削減が見込まれるものと思われるが、2020年3月までの行政手続コストの20%削減にはどのように取り組むのか。